

6. 援助を要する子どもと家庭への支援

《基本施策》

① 児童虐待の防止

子どもへの虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を図ります。

具体的な取組み

就学前、就学児童支援 家庭児童相談の充実
子ども虐待・DV防止ネットワーク機能の強化

新たな取組み検討事項

要保護児童、DV防止対策地域協議会の設置



② 障害のある子どもと家庭の支援

発達障害をはじめ、様々な障害のある子どもが増える中で、障害や発達の遅れの早期発見、早期治療を推進するとともに、円滑に治療へつなげていくための支援を充実します。また、障害のある子どもが住み慣れた地域で暮らしていくために、必要な援助を行うとともに、地域社会の理解の普及・啓発に努めます。

具体的な取組み

就学前児童支援	心身障害児養護訓練事業の充実 発達支援センターの機能強化 県地域療育支援事業の活用 障害児保育の充実 中津川保育園の改築と障害児保育の拡充 発達相談の充実 障害児教育の充実（養護訓練センター建設事業） 専門療育スタッフによる指導
就学前、就学児童支援	発達障害について理解を広げる事業の推進 障害児を育てる親の交流促進 心身障害児の子育ての学習促進 重度心身障害者福祉医療費の助成
就学児童支援	特別支援教育の体制確立 障害児教育の充実（就学指導の充実） 就学児童の療育の充実

新たな取組み検討事項

専門療育スタッフによる指導の拡充
就学児童の療育の拡充

③ ひとり親家庭等の自立の支援

離婚等の増加により、ひとり親家族が増加している中で、ひとり親の経済的・心理的負担は大きくなっています。子どもの幸せのために、総合的な支援を推進します。

具体的な取組み

就学前、就学児童支援	母子相談の充実 児童扶養手当の支給 母子家庭福祉医療費の助成 父子家庭福祉医療費の助成 要保護・準要保護・特殊学級児童生徒援助奨励費の支給 ひとり親家庭いきいきふれあい事業の推進 母子支援施設入所の扶助
------------	---

